

小山工業高等専門学校総務会議規程

制 定 平成16年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校に、小山工業高等専門学校総務会議(以下「総務会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 総務会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長(総務主事)、副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
- 三 専攻科長
- 四 事務部長
- 五 各課長

(審議事項)

第3条 総務会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 六 学校の運営に関する協議、連絡調整に関する事。
- 七 運営会議に付議する議題の整理に関する事。

(会議)

第4条 総務会議は、校長が招集し、主宰する。

- 2 総務会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 校長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 総務会議に関する事務は、総務課総務係が処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。